

## 愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画検討委員会 開催運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年6月22日法律第65号）（以下「PCB特措法」という。）第7条第1項に基づき、国の定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に即して、愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「愛知県PCB廃棄物処理計画」という。）の変更をするため開催する「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の開催及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 愛知県PCB廃棄物処理計画の変更に係る検討
- (2) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3 検討委員会の委員は、PCB廃棄物の処理及び環境に関する専門的知識を有する者及び県内関係自治体をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 検討委員会には委員長を置き、委員の互選によって選任する。

- 2 委員長は、検討委員会の議事の取りまとめを行う。
- 3 委員長に事故、その他長期にその職務を行うことができない事由が生じた時は、あらかじめその指名する検討委員会の委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 検討委員会は、非公開とする。ただし、検討委員会が必要と認めたときは、公開とすることができる。

(議事録)

第6 検討委員会の議事については、議事録を作成し、委員会の概要を記載しておかなければならない。

- 2 議事録の保存年限は5年とする。

(庶務)

第7 検討委員会の庶務は、環境部資源循環推進課において処理する。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

(別紙)

愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画検討委員会 委員名簿

(1) PCB廃棄物の処理及び環境に関する専門的知識を有する者

委員	伊藤 秀章	名古屋大学名誉教授
委員	片山 新太	名古屋大学エコトピア科学研究所教授
委員長候補	加藤 雅信	名古屋学院大学教授
委員	水野 朝夫	公益社団法人日本技術士会中部本部事務局長
委員	安田 啓司	名古屋大学大学院工学研究科准教授
委員	山下 正芳	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団技術部長

(五十音順、敬称略)

(2) 県内関係自治体

委員	名古屋市環境局事業部廃棄物指導課長
委員	豊橋市環境部廃棄物対策課長
委員	岡崎市環境部廃棄物対策課長
委員	豊田市環境部廃棄物対策課長